
◎議案第 3 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 3 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南光男君） それでは議 3 - 1 をお開きください。

議案第 3 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 4 月 30 日提出。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正条例の主な内容につきましては後ほど議案第 3 号説明資料でご説明いたします。

（附則）

1 この条例は公布の日から施行し改正後の白老町国民健康保険税条例（以下、「新条例」という。）の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 新条例の規定は平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

次に議 3 - 2 をお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことから本条例の一部を改正するものであります。

次に新旧対照表でございます。右側の改正後第 14 条第 1 項中の改正につきましては地方税法施行規則の改正に伴う所要の規定整備でございます。

続きまして第 19 条の改正内容につきましては規範第 3 号説明資料によりご説明いたします。

議 3 - 3 の次のページをお開きください。議案第 3 号説明資料でございます。19 条の改正内容につきましては低所得者に対する保険税軽減措置の拡充でございます。（1）5 割軽減の拡充につきましては 2 人世帯以上が対象でありましたが単身世帯についても対象とする改正内容でございます。具体的には現行では被保険者数から世帯主を除いておりましたが、改正後は世帯主を含めた被保険者数で計算することにより所得基準額が引き上がるものでございます。

（2）のほうですが 2 割軽減の拡充につきましては被保険者 1 人につき加算額を 35 万円から 45 万円に 10 万円増額することにより軽減対象となる所得基準額が引き上がるものでございます。これらの内容により改正するものでございます。

ちなみに現行と改正後の軽減判定と軽減見込み額などについて説明させていただきます。2、軽

減判定所得の計算例でございますけれども改正内容を比較する計算例4例でございます。夫婦2人世帯と単身世帯でそれぞれ世帯の総所得金額を同額として現行と改正後で軽減判定の計算例を記載しております。具体的な軽減判定の計算例は記載のとおりでありますので詳細な説明は省略させていただきます。

例1につきましては、夫婦2人世帯での総所得金額80万円で現行であれば2割軽減対象が改正後は5割軽減対象となるものでございます。

例2につきましては、夫婦2人世帯、世帯の総所得金額110万円で現行軽減対象外でしたが改正後は2割軽減対象となるのでございます。

例3は単身世帯で年金所得55万円、現行2割軽減対象が改正後は5割軽減対象となるものでございます。

例4につきましては、単身世帯、年金所得70万円で現行軽減対象外が改正後は2割軽減対象となるものでございます。

次に3、改正後の保険税軽減の見込み額につきましては平成25年当初賦課時点のデータをもとに推計したものでございますけれども合計で世帯数275世帯増、軽減額は1,198万7,000円の増額となる見込みでございます。内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君）　　ただいま議案第3号の議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）　　2点ほど伺います。単純なことです。まず1点、議案第3号の説明資料をつけていただきました。資料をつけていただいたことによって質問できるということで資料をつけていただいたことに対しては議会としてもよかったと思います。それをもって質問するのですけれども資料の3の保険税の軽減税の見込みの表があります。これで比較増減で現行改正後合計で約1,200万円増になります。これに対する予算上からいくと多分不足財源が発生すると思うのです。これらについては26年度の予算との整合性に影響ないのかどうかその辺ちょっと伺います。もし影響があるとすればこの1,200万円何ぼか国のほうから交付されるのかどうかその辺をお聞きします。

もう1点です。議3-1、附則が平成26年4月1日から適用するとなっております。議案説明では地方税法の規則の一部を改正する省令が本年3月30日にそれぞれ公布されたことから本条例の一部を改正するとなっておりますけれども、これは3月30日に公布されていますけどこれは専決処分の対象にならないのでしょうか。後段の専決処分の報告第1号では同じ国保でも3月31日に国のほうで決まったということで専決されているのです。これは専決をしなくてもいい事由について伺います。

○議長（山本浩平君）　　南町民課長。

○町民課長（南光男君）　　今回軽減の拡充に伴っての改正ですけれども、これに伴う1,200万

円ほどの増額軽減額につきましては今までのルールどおり公費負担がございます。道4分の3、町4分の1ということでございますので今後当初賦課、26年度分の賦課が始まりますのでそれらに基づいて予算に対して増減がありましたら補正対応をさせていただきたいと思っております。

それと専決処分にしなかったというところをですけれども、今回の条例改正の軽減措置の拡充に関する提案につきましては一応法律上被保険者に不利益になるようなものを遡及して条例改正をしてはいけないということになっておりますので、今回この軽減措置の拡充ですので不利益行為にはならないという判断のもと今回遡及して条例改正の提案をしております。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今の専決の解釈はここで議論しようと思いませんけど、今の答弁からいけば法的な流れでも専決しても不利益被らないで逆によかったかと思うのですけれどもその辺どうかと思うのです。これから賦課しますよね。まずその辺です。

それと軽減税率について結果的に町が4分の1負担するというのでこれから賦課しますけれども、これからいけば400万円ぐらいなのか、これについては国保の予算にも影響しますけれども健全化プランのほうの繰り出しの関係についても影響あると思えますけれども、このくらいの額であれば自分のところの会計で処理できると、この額でできるというような考えを持っているのかどうか。もし処理できなければ財政健全化プランのほうの繰り出しにも影響が及ぶということのような考えは現状の認識の中ではないかがですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） これにつきましては今回制度改正に伴う軽減額の増額でその負担を今までどおり道と町がそれぞれ負担割合に基づいて負担していただくという中でのことですので、この金額がそのまま今回これから賦課するのですけれども所得状況とか世帯要件によってはこの金額がかなり変わる可能性もありますし、健全化プランとの中での整合性という中では結局ルールに基づいた負担をいただくということですので国保の財政運営の中で負担するものではございませんのでその辺は影響額がどれぐらいかというのは今ちょっと何とも言えないところですが、この金額についてはある程度プランとの影響は多少あるかと思えます。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 条例等の専決処分をする場合は本来この法律も4月1日施行ということでその条例の改正内容が町民等に不利益をこうむる場合についてはこれは遡及できないということになっておりますので、あくまでも3月31日付の専決処分によって専決をし、今回の直近の議会でご説明申し上げるということになっております。これがこの後で出てきます報告第1号ということにあります。それから今回の議案第3号の一部改正の条例でございますが、これにつきましては逆に不利益を与えるものではないという内容になってございますので、これについては特段専決処分を行わなくてもいいという解釈の中で今回議案として上程をしご審議をいただくと。ここで決定した中身につきましては4月1日に遡及して適用させるという内容になってございます。以上です。

○議長（山本浩平君）　ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号　白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。